

○方向性を検討する施設等の進捗と今後の予定

No.	本庁所管課	支所所管課	施設名	借地・土地 借り上げ料 (年額：円)	歳入-歳出 (R4：円)	過去三年の 利用人数 (人)	公共施設等 総合管理計画 (令和3年度改定)	公共施設等 総合管理計画 (令和5年度方針)	個別施設計画等の記述 (令和3年度改定)	令和5年度までの進捗状況	令和6年度までの予定および取組完了予定日	令和4年度までの進捗状況	令和5年度までの予定および取組完了予定日
1	農業振興課	大内産業建設課	大内畜産センター	借地 年511,807円	△ 2,308,510	R02：7 R03：30 R04：26	2期譲渡	3期譲渡	R3 庁内協議。 主な利用者へ今後の方針説明。 R4 利用者への説明。地元農家への説明。 現職員への説明。管理団体設立協議。 管理方針決定(指定管理、譲渡方針) R5 管理方針により手続き 受給者負担の見直しについてもR3から並行して 進めていく。	R5年12月に主な利用者である畜産農家と 施設の現状と課題について協議を行った。 利用運営には課題が多く、管理団体設立には 時間が必要である。	R5年度に引き続き、関係者と管理方針につ いて協議を行う。 また、管理方針の検討を進める。	R5年1月に主な利用者である畜産農家と施設 の現状と課題について協議を行った。 利用運営には課題が多く、管理団体設立には 時間が必要である。	R4年度に引き続き、関係者と管理方針につ いて協議を行う。 (協議予定日：令和5年6月) また、協議結果により管理方針を決める。
2	農業振興課	大内産業建設課	大内有機センター	借地 年825,000円	△ 24,392,816	R02：369 R03：199 R04：312	2期譲渡	3期譲渡	R3 庁内協議。 主な利用者へ今後の方針説明。 R4 利用者への説明。地元農家への説明。 現職員への説明。管理団体設立協議。 管理方針決定(指定管理、譲渡方針) R5 管理方針により手続き 受給者負担の見直しについてもR3から並行して 進めていく。	R5年12月に主な利用者である畜産農家と 施設の現状と課題について協議を行った。 また、R6年度からの生堆肥受入れ料金の負 担について説明した。 利用運営には課題が多く、管理団体設立には 時間が必要である。	必要最小限の経費をもって、直営による管理 を継続する。	R5年1月に主な利用者である畜産農家と施設 の現状と課題について協議を行った。 また、生堆肥受入れ料金の負担について説明 した。 利用運営には課題が多く、管理団体設立には 時間が必要である。	R4年度に引き続き、関係者と管理方針につ いて協議を行う。 (協議予定日：令和5年6月) また、協議結果により管理方針を決める。
3	農業振興課	大内産業建設課	さつき栽培センター	借地： 年348,150円	△ 118,665	R02：551 R03：400 R04：353	2期廃止	2期廃止	R4 在庫整理及び周知 R5 施設廃止	施設の解体の実施。年度内返還		R4.9_地権者と借地返還等協議 R4.11_さつき在庫整理完了	R5年4月-7月_解体工事実施設計 R5年4月-7月_施設備品整理 R5年8月-12月_解体工事及び敷地境界復旧 R6年1月-3月_借地返還完了
4	農業振興課	大内産業建設課	都市農村交流センター(たんぼぼ館)	市有地	△ 2,345,531	R02：431 R03：265 R04：125	2期譲渡	2期廃止	他団体と利用計画の協議を進め、譲渡の方向性を 検討すべき施設。 ただし大規模修繕が必要となった時点で廃止、新 たな投資は行わない施設	ホームページ等により利活用方法の募集を 行ったが、採用できる案がなく町内会長会等 での説明を得て、3月議会に用途廃止の議案 提出。		施設の利用について社会福祉協議会と協議を 行ったが、福祉施設に合わないことから利用 しないという申し出があった。	他団体での利用の可能性がないか調査・協議 を進める。 (取組完了予定日：令和5年度末)
5	農業振興課	大内産業建設課	体験農園	市有地		R02：9 R03： R04：	-	-	市民農園として存続するが、類似施設も含めた利 用者負担の見直しを検討する	たんぼぼ館の用途廃止後、令和6年度をもっ て休止の予定 現在の利用者等にも周知済み。	直営により維持管理を継続。	都市農村交流センター(たんぼぼ館)と併せ て、社会福祉協議会での利用を検討した。	直営により維持管理を継続し、利用者負担の 見直しを検討する。 (取組完了予定日：令和5年度末)
6	農業振興課	大内産業建設課	大小屋ファミリーランド	借地 年185,000円	△ 1,370,522	R02：126 R03：387 R04：617	2期廃止	2期廃止	年間40日程度の稼働であり、花立や由利原に類似 施設もあることから、市全体を見渡して観光施設 としての必要性を検討していく必要がある。 大規模修繕が必要となった時点で廃止、新たな投 資は行わない施設	プロモーション会議企画イベント「親子でア ドベンチャークッキング」が9月3日(土) や地域おこし協力隊広報宣伝活動(ドローン 撮影など7月26日)が行われ、市内外への効 果的なPRができた。使用料15%増加する ことができた。また、施設・設備の維持管 理、適切丁寧な整備に努めた。また、修繕 料、委託料など節減に努めた。そして、地元 町内会へ、施設の廃止計画や譲渡の可能性な どについて報告し相談を続けてきた。	引き続き、本庁所管課と類似施設所管課を 含めて、今後について検討していく。 さらに毎年利用する愛好者がいることから、 その魅力について情報収集を図り、関係各者 と連携し協力を得ながら、市内外へのPRを 行い、利用者の拡大に努め、また施設の維持 に努める。 そして、企業等での利用や地元町内会等へ の譲渡の可能性についても引き続き調査・検討 をすすめる。	営業日数を短縮するなど、経費削減にむけた 運営に努めた。	R5年度末まで_本庁所管課と類似施設所管 課を含めて観光施設としての必要性を検討し ていく。 R5年8月まで_プロモーション会議企画イ ベントや地域おこし協力隊の協力を得ながら 市内外への効果的なPRと同時に施設の維持 に努める。
7	観光振興課	大内産業建設課	折渡休憩所	市有地	△ 2,593,312	R02：3,461 R03：3,490 R04：3,025	存続	存続	現況の指定管理料で施設の維持管理を行うが、4 年後の更新は行わず、閑散期の冬期は施設を閉じ るなど経費を圧縮する。 なお、大規模修繕が必要となった時点で廃止、新 たな投資は行わない施設	経費削減のため協議のうえ、閑散期(冬期) の営業する曜日を1日減らし、かつ開始・終 了時間を1時間短縮した。 ペランダの破損箇所の修繕を行った。	R6年10月まで、指定管理者と閑散期(冬 期)の施設閉館等を話し合う。 R7年1月まで、イベント開催にあわせ、閑 散団体や町内会等と連携を図りながら、PR を行い利用者の呼び込みに努める。	閑散期(冬期)の閉鎖を指定管理者と協議を 行った結果、冬期であっても一定の来訪者が あることや休憩所の管理や駐車場の除雪等の 定期的な維持管理ができないことから、営業 日数・時間を短縮するなど、経費削減にむけ た運営に努めた。	R5年10月まで_指定管理者と閑散期(冬 期)の施設閉館等を協議する。 R6年1月まで_イベント開催にあわせ、地 元町内会や商工会等の団体と連携を図りなが らPRを行い利用者の呼び込みに努める。
8	観光振興課	観光振興課	本荘マリーナオートキャンプ場	市有地 (国有林払下)	△ 2,296,329	R02：開設中止 R03： R04：	2期廃止	2期廃止	・マリーナ海水浴場は、砂浜が続き4年後くらい の近い将来海水浴場として利用できなくなる可 能性がある。海水浴場が廃止となる場合は併せて キャンプ場も廃止を判断する。 (海水浴場の状況によって存続) R7(予定)海水浴場が砂で埋まるとされる目 安。埋まり次第海水浴場およびキャンプ場の終 了。	大規模な修繕は発生せず通常営業が行えた。 コロナウイルスの影響から閉鎖期間があり、 令和4年から営業を再開したが前年度より入 れ込み客数、売り上げも増加し徐々にコロナ 前に近づきつつある。 今後の施設の利活用については、今年度から 着任した地域おこし協力隊から利活用方法 について検討を依頼した。	施設に老朽化は見られるものの、大規模な修 繕箇所はないため、引き続き営業を続けなが ら施設の在り方を検討する。 本荘マリーナ海水浴場の開設期間に合わせた 営業を主としているが、海水浴シーズン以外 にも集客が見込めるのか地域おこし協力隊と 連携してスポット的な営業も検討しつつ、指 定管理や他の利活用方法について方向性を定 める。	近隣の指定管理施設(ばいんすば新山)と指 定管理に向けて協議を行い概算費用を算出し R5年度に予算要求を行ったが、見送りとな っている。 (開設期間5月から9月末まで) また、民間会社への譲渡も協議した。 (欄バルニバービ、回答未)	市内には市営のキャンプ場が複数あることか ら、施設のあり方について本格的に検討しな ければならない。令和5年度に、海水浴場調 査事業が実施されることに伴い、海水浴場の 方向性が定められる。本荘マリーナ海水浴場 は閉鎖の方向であり、キャンプ場についても、 民間譲渡及び他の利活用について方向性を定 める。
9	観光振興課	矢島産業建設課	鳥海高原花立グラウンド	市有地	-	R02：26 R03： R04：	2期廃止	2期廃止	R3 メイングラウンドとサブグラウンド、 管理棟を廃止。 トイレはクリーンハイツを利用。 (年間費用200千円程度) (利用人数によって存続) R4～6 3カ年平均の利用回数が5回以上かつ 利用人数100人以上という目安を設定し、それ に満たない場合はR6末で多目的グラウンドも 廃止。	利用者数は6団体、94名の実績であり、用 途廃止となったメイングラウンドにも県の事 業での利用申し出があったため、概ね100 名前後の利用実績であった。令和6年度の利用 者数を見ながら利用の方向性を決めてい く。	多目的グラウンドの適正な維持管理を行い、 利用者動向を見ながら施設の存廃も含めた施 設のあり方について年度内に判断する。な お、判断基準は令和3年度に定めた目標値を 基本とする。	R4年度より利用は多目的グラウンドのみ。 利用件数は5件、人数は170人。 ただし、利用時期は5月末までに4件、9月に 1件であった。	R5年度も利用はR4年度と同様に多目的グ ラウンドのみとし、利用状況を記録し、利用 回数及び利用人数の動向をみる。利用者数の データをもとに3カ年平均の状況から一定数 の人数に満たないようであれば、グラウンド としての利用廃止の方向性を定める。 利用期間：4月中旬～10月末

No.	本庁所管課	支所管課	施設名	借地・土地 借り上げ料 (年額：円)	歳入－歳出 (R4：円)	過去三年の 利用人数 (人)	公共施設等 総合管理計画 (令和3年度改定)	公共施設等 総合管理計画 (令和5年度方針)	個別施設計画等の記述 (令和3年度改定)	令和5年度までの進捗状況	令和6年度の前定および取組完了予定日	令和4年度までの進捗状況	令和5年度の前定および取組完了予定日
10	農業振興課	矢島産業建設課	矢島バイオセンター	市有地	△ 2,258,620	R02：275 R03：360 R04：360	2期譲渡	2期譲渡	今後、地元酪農家などで構成する管理団体を設立し、その管理団体へ譲渡する。 R3 庁内協議。 主な利用者へ今後の説明。(花立牧場) R4 利用者への説明。地元農家への説明。現職員への説明。管理団体設立協議。 R5 管理団体設立。譲渡協議。譲渡締結。条例改正。 R6 譲渡 受給者負担の見直しについてもR3から並行して進めていく。	施設利用料徴収について利用農家等への説明会を実施した。概ねの理解を得て令和6年度より利用料徴収をするもの。 畜産センター指定管理者との意見交換会を行ったが、畜産経営を取り巻く環境が非常に厳しい状況であるため、譲渡を受諾することは現状では不可能とのこと。	現実的に譲渡先は畜産センター指定管理者が望ましいと思われるので、指定管理期間(令和4年度～7年度)内で譲渡協議が整うよう引き続き法人経営状況を鑑みながら協議を行う。	管理団体を設立する場合、施設の近隣で畜産経営を行っている法人が中心となることが想定されるため、その代表者に施設の現状を説明し、譲渡に向けた意見交換を行った。 ※畜産経営を取り巻く環境が厳しさを増しており、施設自体が不採算施設であるため、現状では譲渡を受けることは困難とのことであった。	R5年度は利用者との意見交換等により問題点の整理を行い、受益者負担の見直しや運営経費の節減に係る具体的な方針を決定する。 ※畜産経営の現状を考慮した場合、R6年度の施設譲渡は困難と思われる。本施設は隣接する畜産センターと同時に整理することとし、その方針について引き続き検討していく。 ※畜産センターの指定管理期間内(R4～R7)は直営とし、R6年度より、「受益者負担の見直し」「営業日縮減などによる経費の節減」を実施する。
11	福祉支援課	岩城市民サービス課	春の丘地域交流施設 いこいの家	市有地	△ 5,946,605	R02：735 R03：650 R04：788	3期廃止	存続	宿泊利用が減少しており当初の目的は達成されていると考えられる。 病院や保護者会が必要とするなら譲渡可能だが、市では耐用年数(R10)を過ぎたら廃止する。	令和5～9年度、指定管理契約継続中。	引き続き、令和9年度まで指定管理継続予定。 補助年限(R10年度)を過ぎた時点で廃止の方向だが、あきた病院・保護者会で必要とするならば譲渡に向けた協議が必要となる。	指定管理者として、市社会福祉協議会を指定。	R5～9年度(5年間)の指定管理契約継続。 補助年限(R10年度)を過ぎた時点で廃止の方向だが、あきた病院・保護者会で必要とするならば譲渡に向けた協議が必要となる。
12	長生きがい課	岩城市民サービス課	岩城デイサービスセンター 花ちゃん	市有地	—	R02：5,971 R03：5,768 R04：5,432	2期譲渡	2期譲渡	市社会福祉協議会と無償貸借契約しており、事業継続困難となるまで継続。 修繕等は社会福祉協議会で行う。	令和4～8年度、市社会福祉協議会と無償貸借契約締結継続中。	引き続き、事業継続困難となるまで契約継続となるが、修繕等は社会福祉協議会で行う。	R4～8年度(5年間)まで、市社会福祉協議会と無償貸借契約締結。	事業継続困難となるまで、契約継続。修繕等は社会福祉協議会で行う。
13	長生きがい課	岩城市民サービス課	高齢者コミュニティセンター 伝兵衛湯荘	借地：欽泉地 年60,000円	—	R02：2,311 R03：2,378 R04：1,148	2期廃止	2期廃止	施設の廃止期日をR5年3月末とし、周知を行っていく。なお大規模修繕が必要になった場合は、その時点で廃止する。 源泉の運搬はR4年度末で終了とする。	施設自体はR4年度末をもって廃止となっている。 ※借り上げ料については、令和4年度以降の支払いは発生していない。	亀田体育館の解体と併せて実施することとしている。解体時期は未定。	施設の廃止期日は支所だより等で周知済み。 源泉運搬・加入はR4年3月末で終了している。	R6年度の解体に向けて、実施設計委託費を計上。(亀田体育館等と併せて実施するため、10.5.2体育施設費に計上)